

一般財団法人日本語教育振興協会
令和6年度事業計画

○ **基本方針**

令和6年度事業計画の策定にあたっては、次の点を考慮して事業を推進する。

- 1 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が、令和5年5月第211回国会で成立し、6月公布(令和5年法律第41号)、令和6年4月から施行される。
- 2 同法は、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設するとともに、当該認定日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格(登録日本語教員)について定めるものである。
- 3 当協会は、日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員の資格制度について、その周知徹底を図るとともに、会員校の機関認定及び現職日本語教師の登録が円滑に実施できるよう支援する。

I 日本語教育機関の水準向上のための取組

1 日本語教育機関の質保証のための評価事業の推進

- (1) 教育活動評価基準及び第三者評価基準改定の統一基準を作成する。
- (2) IS029991（公式教育外の語学学習サービス—要求事項）の認証機関と連携し、当協会の第三者評価事業と IS029991 の同時申請による認証取得を支援する。

2 日本語教育機関の水準向上のための研修会・研究会等の開催

- (1) ・文化庁委託事業「令和6年度 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業」（現職日本語教師研修プログラム普及事業）を受託して、昨年度に引き続き、初任教員研修と主任教員研修の全国展開による普及に努める。
・文化庁委託事業 令和6年度 留学分野における「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業
令和4年度・5年度に開発した日本語教育モデルに関する研修・ワークショップの実施
- (2) 日本語教育機関の役員、教員及び事務職員を中心に、日本語教育機関の運営・日本語教育の充実及び留学生の受入れ・生活指導等の向上を図る。研修を充実し、以下の研修等を開催する。また、地区別研修等を推進する。
 - ① 日本語教育機関トップセミナー
 - ② 日本語学校教育研究大会
 - ③ 生活指導担当者研修
 - ④ 外国人材生活支援等担当者実務研修
 - ⑤ 申請取次者講習会
 - ⑥ 認定法関連申請書作成講習会
 - ⑦ 認定法関連法令の講習会

Ⅱ 日本語教育機関に対する支援事業

1 日本語教育機関及び日本語教育に関する情報提供

ICT の活用により日本語教育機関及び日本語教育に関する最新情報を、当協会ホームページやダイレクトメール、及び「日振協ニュース・電子版」により配信する。

2 日本語教育機関の支援事業

(1) 日本語教育機関への留学生等の適正な受入れの促進・在籍管理

- ① 証明書等の偽造・改ざん防止及び留学生の質の確保のため、外国政府公認の証明機関（中国・ベトナム）による大学入学統一試験成績証明書等の認証システムの利用促進を図る。
- ② 留学生の福利厚生支援として、日本語学校学生災害補償制度における「24時間補償、疾病補償」を促進し、加入希望者の取りまとめを行う。

(2) 日本語教育機関に関する調査・研究

- ① 日本語教育機関の実態調査については昨年度中断又は廃止を行った調査項目で実施し、その調査結果の概要を作成・配信する。
- ② 日本語教育機関における刑法犯や所在不明等の状況を見直しの上、指導する。

(3) 日本語教育機関と大学、地方公共団体等、関係機関との連携協力の推進

- ① 育成就労と特定技能制度における外国人の日本語能力の向上に、制度所管省庁等と連携して取り組む。
- ② 地域の外国人の日本語教育水準向上のため、地方公共団体等が実施する企画・事業等に連携して取り組む。

(4) 維持会員活動等に対する支援

- ① 新しい制度への移行に関し、地区維持会員協議会の開催や各地区維持会員協議会の活動に対して支援する。
- ② 会員校等における日本語教師の採用を支援するため、当協会ホームページの日本語教師求人情報ページを運用する。

3 その他目的を達成するために必要な取組

(1) 政府並びに日本語教育推進議員連盟等への働きかけ

日本語教育機関認定法の4月施行に伴い、各機関の申請作業及び現職日本語教師の登録日本語教員に向けての資格取得が円滑に進むよう、必要に応じて所要の措置を要望していく。

(2) 会員の確保

会員制度の見直し等により、維持会員及び賛助会員の確保に積極的に取り組む。

(3) その他検討を要する事項